

変更契約書

支出負担行為担当官 復興庁会計担当参事官 大野秀敏（以下「甲」という。）と
特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会 代表理事 佐藤茂夫（以下「乙」という。）との間で、平成25年12月2日付けをもって契約した『「新しい東北」先導モデル事業（食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業）に係る契約』（以下「原契約書」という。）について、甲及び乙とは、原契約書第20条に基づいて協議を行い、原契約書の一部を変更することに合意し、下記条項により変更契約を締結する。

記

第1条 原契約書第1条第3項契約金額について、「4,832,740円（消費税及び地方消費税含む。）」を「1,865,622円（消費税及び地方消費税含む。）」に変更する。

第2条 原契約書の仕様書を別紙「変更仕様書」のとおり変更する。

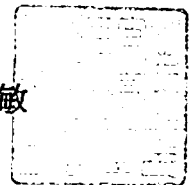
第3条 この変更契約書の定めのない事項については、原契約書のとおりとする。

（補則）

本契約の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月28日

甲 東京都港区赤坂一丁目9-13
支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 大野秀敏



乙 埼玉県加須市花崎北2-16-1 E305
特定非営利活動法人 再生可能エネルギー推進協会
代表理事 佐藤茂夫

変更仕様書

1 件名

「新しい東北」先導モデル事業
(食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業)

2 事業の目的・背景

復興推進委員会の「『新しい東北』の創造に向けて(中間とりまとめ)」(平成25年6月)(以下「中間とりまとめ」という)を踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、被災地の復興に向けた取組を加速化するため、「『新しい東北』先導モデル事業」(以下「本事業」という。)を創設した。

本事業は、「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援することをねらいとするものである。本事業では、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成等、ソフト分野を中心とした取組について、国による調査として実施することで、様々な取組を包括的に支援する(詳細は下記の業務内容参照)。

3 業務内容

伊達市霊山町下小国地区は、原発事故による放射能汚染が高い場所(特定避難勧奨地点、現在は解除)が存在する。そのため地域特産の果物や肉牛などの出荷価格は低い状況が続いている。また、農地の除染や放射性物質が基準値を超える農作物の処理も課題となっている。そこで、果樹や野菜について放射性物質の影響を受けにくい栽培方法(樹皮培地、養液栽培など)を取り入れ、それらを加工品として製造販売する六次産業化した農業経営の構築を目指す。また、農作物残渣や加工残渣等をメタン発酵処理によってエネルギー燃料へ転換し、栽培工程(温室暖房など)や加工工程(豆腐製造など)での経費節減に役立てる取組を行う。

本事業では、以下の三つの事業を中心に進めるが、六次産業化に欠くことのできない販売事業は、別途、農事組合法人設立により実施予定である。

なお、「(1)小国ブランド農産物栽培事業」では、作物によっては3月末までの期間内に作付栽培に至らないものもあるが、それらについては作付の準備までの作業を実施するものとする。

(1) 小国ブランド農産物栽培事業

農地は下小国地区住民により約1haの土地が提供されており、その土地の除染は伊達市が実施することを検討している。この他にも、有機大豆試験栽培用農地約0.5haが提供される。これらの農地において下記の取組を行う。

- a. 樹皮やピートモスなどを培地とした養液栽培による高糖度トマトやミニきゅうり等の栽培準備 4
- b. ナツハゼ（日本原産ブルーベリー）苗作付
- c. 畑わさび苗作付 5
- d. 地下水検査 (1)
- e. 土壌分析
- f. 有機大豆（埼玉県小川町霜里農場開発）の栽培準備
- g. 有機大豆の栄養成分分析（下小国地区慣行栽培種と比較検討）
- h. 有機農業に関する専門家招聘

(2) 小国ブランド加工食品製造事業

上記（1）で栽培した農作物を素材として使用し、その加工食品を製造・販売する六次産業化について取り組むこととする。

具体的には下記の取組を行う。

- a. ジャム（ナツハゼ）、ワインビネガー類の試作
- b. 青トマトのピクルス製造
- c. 地元製造ワインビネガーのピクルス製造。
- d. 畑わさびの漬物製造
- e. 有機大豆（埼玉県霜里農場より提供）使用の豆腐等の有機大豆商品開発
- f. 豆腐等の製造技術研修のための専門家招聘
- g. 豆腐工場の視察 (2)

(3) エネルギー燃料・肥料製造事業

農作物栽培の際に発生する残渣や畜産農家から発生する畜糞、農作物の加工工程で出る残渣等を原材料として、手作りのメタン発酵処理装置によりバイオガスを製造し、これを燃料として温室栽培やメタン発酵槽の加温等に利用する他、市販発電機（4サイクルエンジン）を使って電力とし、BDF製造用ヒーターに利用する。

廃食用油については、近隣の宿泊施設や食堂で現在廃棄されているものを回収し、手作りのBDF製造装置によりアルカリ触媒法によってディーゼル代替燃料を製造する。

これらの取組を実現するにあたり、具体的には、以下の取り組みを行う。

- a. 畜ふんのメタン発酵試験
- b. 農作物残渣（あんぼ柿等）、食品加工残渣（豆腐製造時のおから等）のメタン発酵処理 6

- c. 自作した BDF の利用のための検討
d. 廃食油回収とその効率的回収方法について検討
e. エネルギー作物栽培と F I T 事業への可能性についての検討

4 履行期限

平成 26 年 3 月 31 日（月）を履行期限とする。

5 成果物

(1) 調査報告書（紙媒体 5 部及び CD-R 1 部）

具体的には、以下の内容を含めることとする。

- ・ 小国ブランド農産物栽培事業の取組内容
 - ・ 小国ブランド加工食品製造販売事業の取組内容
 - ・ エネルギー燃料・肥料製造事業の取組内容
- 〔 バイオガス・液肥事業の規模や F I T 事業への可能性についての検討結果
B D F 事業について廃食油の回収方法についての検討結果 〕

※ 報告書には、最低限次の要素を含めることとする。

- ・ 実施した取組の目的
- ・ 実施した取組の内容
- ・ 実施体制（体制・役割分担）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 今年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
- ・ 今後の活動見込み

(2) 検討過程の資料 一式

具体的には、以下の内容を含めることとする。

- ・ 農産物栽培事業の事業計画、収支報告
- ・ 加工食品開発の過程で検討した内容
- ・ エネルギー燃料・肥料製造事業の過程で検討した内容等

※ 当庁は本報告書の一部または全部をホームページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

- ① 請負者は、事業開始後おおむね3か月を経過した時点で取組の進捗状況を報告すること（報告の日時は別途指示、報告様式は別紙参照）。
- ② 請負者は、平成26年3月31日（月）までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- ③ 前項を実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定すること。
- ④ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

(2) 業務の実施体制

- ① 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- ② 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ③ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- ④ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(3) 業務の再委託について

- ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。
- ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7 その他特記事項

(1) 全般

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。

③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。

② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。

③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。

④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 著作権等の取り扱い

① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次のア、イについて、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

ア. 請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

イ. 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

② 成果物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 守秘義務

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを復興庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以 上